

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

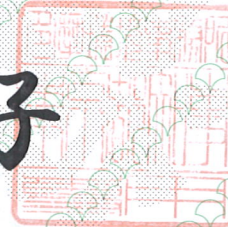
住所 東京都西多摩郡瑞穂町二本木385番地1

氏名 矢作株式会社  
代表取締役 矢作 信明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 3月 1日

許可の有効年月日 令和 8年 2月 28日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(以上15種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥（廃電池に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず（廃置に限る。）、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(以上8種類)

## 2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

住所：東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木字殿山下385番1

## 3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として7時から18時までとする。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 3月 1日 新規許可

令和 3年 3月 1日 更新許可 第6回

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号 第13-10-010235号

2 積替え保管施設

住所：東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木字殿山下385番1

積替え保管面積：859㎡ 最大保管高さ：2.5m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量	
廃プラスチック類	8 m <sup>3</sup> コンテナ 1個	8.04 m <sup>3</sup>
紙くず	1.0 m <sup>3</sup> コンテナ 1個	11.4 m <sup>3</sup>
	フレコンバッグ 1個	0.99 m <sup>3</sup>
木くず	直置き	33.1 m <sup>3</sup>
繊維くず (廃量に限る。)	直置き	6.00 m <sup>3</sup>
金属くず	8 m <sup>3</sup> コンテナ 1個	8.04 m <sup>3</sup>
	鉄箱 5個	5.16 m <sup>3</sup>
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	直置き	34.3 m <sup>3</sup>
	鉄箱 1個	0.82 m <sup>3</sup>
がれき類	直置き	28.7 m <sup>3</sup>
汚泥、廃プラスチック類、金属くずの混合物 (廃電池に限る。)	ペール缶 1個	26 L
汚泥、廃プラスチック類、金属くずの混合物 (廃電池に限る。) (水銀使用製品産業廃棄物)	ペール缶 1個	26 L
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くずの混合物 (廃蛍光灯に限る。) (水銀使用製品産業廃棄物)	ドラム缶 2個	0.56 m <sup>3</sup>
	プラスチック容器 2個	0.21 m <sup>3</sup>
保管量合計		137 m <sup>3</sup>

(以下余白)



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。